

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部

発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

5

令和4年4月から年金制度が改正されました

2022 May
NO.526

- 「健康づくり推進事業所」を募集しています
- 交通事故などで保険証を使うときは
「第三者行為による傷病届」をご提出ください
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



あじさい咲く（撮影：雨引観音（桜川市））：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

令和4年4月から年金制度が改正されました

○老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられます

現在、老齢年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができ、老齢年金を66歳以降に受給開始（繰下げ受給）する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）しますが、**令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。**

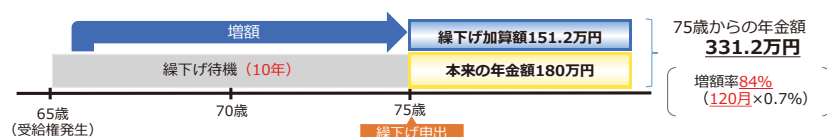
対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

- ① 70歳未満の方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）
- ② 老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方
（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）

現 行 繰下げの上限年齢：70歳 増額率上限：42%（60月）

改正後 繰下げの上限年齢：75歳 増額率上限：84%（120月）

【例：年金額が180万円の方が、75歳まで繰り下げした場合】



＜繰下げ受給による年金額の増額イメージ＞



○老齢年金の繰上げ減額率が見直されます。

現在、老齢年金を65歳前に受給開始（繰上げ受給）する場合、年金額は繰上げ請求した月から65歳到達月の前月までの月数によって、1月あたり0.5%減額（最大30%減額）されましたが、**令和4年4月からこの繰上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。**対象となる方は令和4年3月31日時点で60歳未満の方（昭和37年4月2日以降生まれの方）です。昭和37年4月1日以前生まれの方については、現行の減額率0.5%から変更はありません。

○65歳未満の方の在職老齢年金制度が見直されます

現在、65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていましたが、**令和4年4月からは65歳以上の方と同じように、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。**

【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき・・・

支給停止額 0円 全額支給

基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以上のとき・・・

支給停止額＝（総報酬月額相当額＋基本月額－47万円）×1／2×12

用語の説明

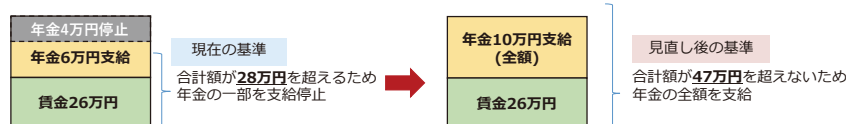
・基本月額

加給年金を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額

・総報酬月額相当額

（その月の標準報酬月額）＋（その月以前1年間の標準賞与額の合計）÷12

【例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合】



○在職定時改定制度が導入されます

現在、老齢厚生年金の受給者が厚生年金保険の被保険者となった場合、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されましたが、**令和4年4月からは在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。**具体的には、**基準日(毎年9月1日)において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月(毎年10月)分の年金から改定されます。**なお、令和4年10月については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて年金額が改定されることとなります。ただし、対象者となるのは65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。65歳未満の方は繰上げ受給されている方であっても在職定時改定の対象にはなりません。

○加給年金の支給停止の規定が見直されます

加給年金は厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方に、65歳到達時点(または定額部分支給開始年齢に到達した時点)で生計を維持している配偶者または子がいるとき、自身の年金に加算されます。

現在、生計を維持している配偶者に老齢や退職、障害を支給事由とする給付を受け取る権利がある場合、加給年金は支給停止されますが、配偶者に対する給付が全額支給停止されている場合には、加給年金が支給されることとなっています。

令和4年4月以降は、配偶者の老齢又は退職を支給事由とする給付が全額支給停止となっている場合も、これらを受け取る権利がある場合は、加給年金は支給停止されます。

【経過措置】

以下の①および②の要件を満たす場合については、令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置が設けられています。

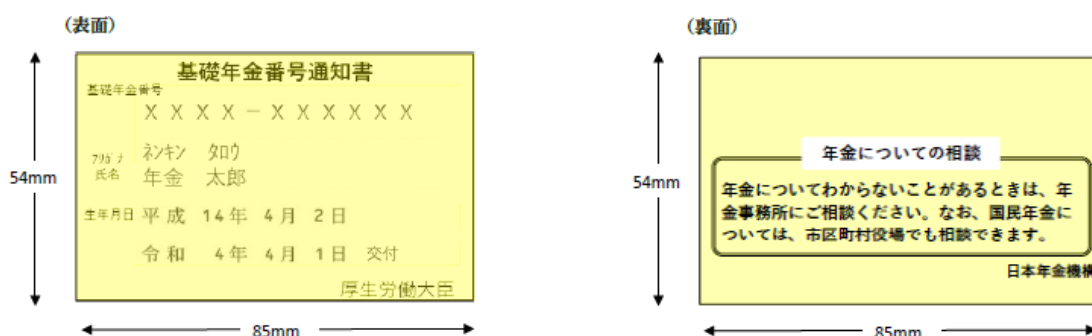
- ①令和4年3月時点で、本人の老齢厚生年金または障害厚生年金に加給年金が支給されているとき
- ②令和4年3月時点で、加給年金の対象者である配偶者が、厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金等の受給権を有しており、全額が支給停止されているとき

○年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には「基礎年金番号通知書」が発行されます。すでに年金手帳をお持ちの方には「基礎年金番号通知書」は発行されません。令和4年4月1日以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類としてご利用できますので、大切に保管してください。

なお、年金手帳の紛失等により令和4年4月1日以降に再交付を希望される場合は、年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書」の再交付の申請をすることができます。

○ 基礎年金番号通知書の様式



詳しくは **日本年金機構のホームページ** (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧いただくか **年金加入者ダイヤル (0570-007-123)** (050で始まる電話でお掛けになる場合は03-6837-2913) 又は **お近くの年金事務所** へお問い合わせ下さい。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

従業員の元気は会社の元気！ 「健康づくり推進事業所」を募集しています

健康経営®に取り組みましょう

従業員の健康は、会社の重要な経営資産です。会社全体で社員の健康づくりに取り組みましょう！

ー 社員が健康になるメリットー



企業イメージの向上



欠勤率・離職率の減少



けがや労災の減少



生産性の向上



優秀な人材の確保

815社が宣言しています！

(令和4年3月末時点)

協会けんぽ茨城支部では、健康経営®に取り組む事業所さまを「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！何から取り組めばいいかわからない、そんな事業所さまは「健康づくり推進事業所」に宣言することからはじめてみましょう。



ー 企業の健康づくり取り組み事例集を公開中ー

健康づくりのヒントがたくさん！「健康づくり推進事業所」として認定を受けた事業所の好事例を紹介しています。協会けんぽ茨城支部のホームページでご覧いただけます。

✓ ノー残業デーを導入しています

✓ 健康相談室を設置しました

✓ 喫煙室を運動スペースに改装しました

✓ 健診後の再検査100%を目指しています

認定までの流れ

健康づくり推進事業所
の宣言

ヒアリング

評価結果のフィードバック

認定

健康づくり推進事業所限定！特典のご案内

大好評！すべて無料

健康測定機器レンタル

- 血管年齢測定器
- 骨健康度測定器
- 肌年齢測定器
- ストレス測定器



健康セミナー

スポーツクラブネサンス水戸による「健康セミナー」で健康づくり！
※オンライン実施可
※ DVD または VOD でも利用可



お口の健口教室

歯科の講演 + 口腔機能検査体験
お口の健康を保ち、生活習慣病を予防しましょう。



お薬と健康教室

薬の正しい飲み方や得する薬の知識、ジェネリック医薬品などお薬と健康に関する講座です。



メンタルヘルスケア研修会

こころの健康づくりを行いませんか？
メンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問します。

治療と仕事の両立支援

病気等が原因で離職する前にご相談ください！
両立支援促進員が事業所を訪問します。

他にも、金融機関の金利優遇やステッカーの贈呈などの特典がございます。各講座についての詳細や申し込み方法などは協会けんぽ茨城支部のHPをご覧ください。

交通事故などで保険証を使うときは

「第三者行為による傷病届」をご提出ください

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって病気やけがをしたときに保険証を使って治療を受ける場合は、「**第三者行為による傷病届**」等の提出が必要となります。

第三者行為による傷病とは？

交通事故



不当な暴力によるケガ



他人の飼い犬に噛まれた



「第三者行為による
傷病届」

提出書類

- ▶ 第三者行為による傷病届
- ▶ 負傷原因報告書
- ▶ 念書
- ▶ 損害賠償金納付確約書（加害者記入）
- ▶ 示談書の写し ※ 示談が成立している場合のみ



交通事故の場合、加えて提出する書類

- ▶ 事故発生状況報告書
 - ▶ 同意書
 - ▶ 交通事故証明書
 - ▶ 人身事故証明書入手不能理由書
- ※警察への届出を物損（物件）事故として処理している場合のみ

第三者行為によって負傷し、健康保険で治療を受ける場合、本来、加害者側が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、後日、協会けんぽが相手方に請求することになります。このため、「第三者行為による傷病届」一式をご提出をお願いします。

※「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽホームページからダウンロードいただくか、協会けんぽ茨城支部へ連絡いただければ郵送いたします。



示談は慎重に！

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになり、**健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります**。示談をするときは、**事前に**協会けんぽ茨城支部までご相談ください。



労働災害・通勤災害の場合は保険証が使えません！

業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となります。すみやかに勤務先に連絡の上、労働基準監督署へ届け出てください。

健康保険の事務ご担当者さまへ

健康保険委員の登録はお済みですか？

特典
あり

無料！

協会けんぽでは、健康保険の事務ご担当者さま（健康保険委員）に向けて、健康保険に関する情報をお届けしております。この機会にぜひ1事業所に1名以上のご登録をお願いします。

※強制的な業務等は一切ありません。日々の業務に支障のない範囲でご協力いただいております。

ご登録いただくと特典がたくさん！

- 特典①** 健康保険に関する説明をまとめた冊子をプレゼント
- 特典②** 研修会に無料でご招待 ※自由参加
- 特典③** 定期的に最新の情報をお便りでお届け
- 特典④** 厚生労働大臣などの表彰を受けられます

ご登録方法

協会けんぽ茨城支部のHPから「健康保険委員登録書」をダウンロードいただき、FAXでご提出ください。



【皆さまへお願い】協会けんぽへの各種申請手続きは郵送でお願いいたします！

 **全国健康保険協会 茨城支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル

☎029-303-1500（代表）

申請書のダウンロードができます。
申請書の記入方法のポイントも公開中です！

協会けんぽ 茨城

検索

一般財団法人茨城県社会保険協会からのお知らせ

令和4年3月の理事会・評議員会において、一般財団法人茨城県社会保険協会の令和4年度事業計画について審議され成立しましたのでご報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業につきましては規模を縮小または中止に、保健施設事業の契約施設につきましては営業を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

I 事業計画

1. 社会保険制度の普及宣伝

- (1) 広報紙「社会保険いばらき」を発行し、事業主及び被保険者等に社会保険制度の普及や協会事業の周知を図る。
- (2) 社会保険事務講習会及び年金委員・健康保険委員研修会等に冊子等を配布し、社会保険制度の円滑な運営に寄与する。

2. 年金セミナー・健康管理講座の開催

被保険者及び配偶者・事務担当者を対象に退職後に向けた年金制度及び健康管理に関する講習会を開催する。

3. 健康づくり事業

- (1) 健康運動指導士、管理栄養士等を事業所へ派遣し、職場の健康づくりや体力づくりの指導講習会及び健康相談の実施。
- (2) 健康ウォーキングを開催し、健康増進を図る。
- (3) トレーニング施設と契約し、体力づくりを奨励し健康増進を図る。
- (4) 保養施設と契約し、冬季の健康増進を奨励する。

4. 保健施設事業

- (1) 被保険者及び家族の保養を目的として、保養施設と契約し、利用のあっせんを行う。
- (2) 被保険者及び家族の心と体の健康保持を目的として、各種補助事業を実施する。

II 年間スケジュール

令和4年度事業計画に基づく、年間スケジュールは下記のとおりです。

事業内容、申込方法など詳細については、各事業実施前にご案内申し上げます。

	社会保険制度普及啓発事業		健康づくり事業			
	社会保険いばらき 発行・配布	年金セミナー 健康管理講座開催	健康づくり講習会	健康ウォーキング 開催	トレーニング 施設等補助	契約保養施設 利用補助
4月	配布		申込により 全会員対象			申込により 全会員対象 (一部施設は「施設利用会員証」の提示が必要)
5月	配布 (実務冊子同封) (前期補助事業案内)					
6月	発行					
7月	発行					
8月	配布 (後期補助事業案内)	11月開催通知発送				
9月	発行					
10月	発行			場所は未定	全会員対象 申込により	
11月	配布	水戸・つくば 日立会場 (2月開催通知発送)				
12月	発行					
1月	配布					
2月	発行	水戸・土浦・筑西会場				
3月	配布					

※「社会保険いばらき」配布月は、全会員事業所へ送付。発行月は、社会保険協会ホームページに掲載

	保健施設事業					
	潮干狩り 利用補助	夏季プール 利用補助	果物狩り 利用補助	東京ディズニー リゾート入園補助	アイススケート 補助事業	室内楽の夕べ
4月	申込により 全会員対象					
5月						
6月						
7月		申込により 全会員対象		申込により 全会員対象 (補助券交付は 抽選にて決定)		
8月						
9月			申込により 全会員対象			
10月					申込により 全会員対象	古河市にて開催 (下館支部会員対象)
11月						
12月						
1月						
2月						
3月	申込により全会員対象					

※一般財団法人茨城県社会保険協会の事業計画は茨城県社会保険協会ホームページをご覧ください。

※夏季プール利用補助は、現在各施設と調整中のため、決まりしだい広報誌等でお知らせいたします。